

- 特定有価証券の内容等の開示に要する内閣府令(平成五年大蔵省令第11号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「いわゆる改正後欄」掲げる規定の傍線を付した部分のみに記述す。

改 正 後	名 出 室
<p>第六号様式</p> <p>〔表紙〕 有価証券届出書 〔提出書類〕 関東財務局長 〔提出先〕 年 月 日</p> <p>〔発行者(受託者)名称〕 〔代表者の役職氏名〕(2)</p> <p>〔本店の所在の場所〕</p> <p>〔事務連絡者氏名〕</p> <p>〔電話番号〕</p> <p>〔発行者(委託者)名称又は名称〕 〔代表者の役職氏名〕</p> <p>〔住所又は本店の所在の場所〕 〔事務連絡者氏名〕</p> <p>〔電話番号〕</p> <p>〔届出の対象とした募集(売出し)有価証券の名称〕 〔金額〕(3)</p> <p>〔綻覧に供する場所〕 〔所在地〕</p> <p>〔第一部～第三部 前略〕 (記載上の注意) 〔1)～19 前略〕</p> <p>〔信託財産を構成する資産の内容〕 〔a～f 前略〕 g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、事業上の重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式「記載上の注意」〔から〕〔まで〕に準じて記載すること。 〔h～k 前略〕 〔l)～(4) 前略〕</p>	<p>第六号様式</p> <p>〔表紙〕 有価証券届出書 〔提出書類〕 関東財務局長 〔提出先〕 年 月 日</p> <p>〔発行者(受託者)名称〕 〔代表者の役職氏名〕(2)</p> <p>〔本店の所在の場所〕</p> <p>〔事務連絡者氏名〕</p> <p>〔電話番号〕</p> <p>〔発行者(委託者)名称又は名称〕 〔代表者の役職氏名〕</p> <p>〔住所又は本店の所在の場所〕 〔事務連絡者氏名〕</p> <p>〔電話番号〕</p> <p>〔届出の対象とした募集(売出し)有価証券の名称〕 〔金額〕(3)</p> <p>〔綻覧に供する場所〕 〔所在地〕</p> <p>〔第一部～第三部 同左〕 (記載上の注意) 〔1)～19 同左〕</p> <p>〔信託財産を構成する資産の内容〕 〔a～f 同左〕 g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、事業上の重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」〔から〕〔まで〕に準じて記載すること。 〔h～k 同左〕 〔l)～(4) 同左〕</p>
備考 表中の〔 〕の記載は左記である。	